

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 吉岡西部地区照合表

行為の場所		綾瀬市		
地区の区分	研究開発施設地区	確認事項	照合欄	
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			適 不適
	1 技術先端型の研究所、工場、事務所及びこれらに附属する建築物以外の建築物 2 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げる建築物			
容積率の最高限度	200%	%		適 不適
建ぺい率の最高限度	60%	%		適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	30,000㎡	㎡ (㎡/戸)		適 不適
壁面の位置の制限	道路境界線からの距離は、計画図において5m以上と定められた箇所については5m、10m以上と定められた箇所については10m	道路境界線～ m		適 不適
建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。	m		適 不適
建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする 2 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は、次のいずれかに該当するものとしてではない (1) 屋根に設置するもの (2) 周辺的美観・風致を損なうもの	架台： 屋根： 外壁：		適 不適
かき又はさくの構造の制限	1 道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの 2 隣地側：生垣又は透視可能なもの ただし、フェンス等の基礎で高さ0.4m以下のもの及び門柱等で長さ1.5m以内のものはこの限りでない	道路側： 隣地側：		適 不適
その他(緑化率)	敷地内に確保すべき緑地は、敷地面積の20%以上とする	%		
照合結果	適 不適 抵触規定			
備考	適用除外・緩和規定等 有()			無
照合者	職名 氏名			

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途 ~ の欄には数値 には計画概要を記入してください